

登録冷凍空調基幹技能者講習事務規程運営要領

平成22年3月25日制定

(総則)

第1条 この登録冷凍空調基幹技能者講習事務規程運営要領（以下「運営要領」という）は、登録冷凍空調基幹技能者講習事務規程（以下「規程」という。）に基づき、事務処理及び手続きについて必要な事項を定める。

(様式)

第2条 規程に規定されている「事務処理要領に規定する様式」は以下のとおり。

- (1) 規程第11条第2項に規定する「講習受講・受験願書」(様式1)
- (2) 規程第12条第4項に規定する「受講・受験票」(様式2)
- (3) 規程第14条第1項に規定する「再受験願書」(様式3)
- (4) 規程第14条第2項に規定する「再受験票」(様式4)
- (5) 規程第25条第2項に規定する「試験結果通知書」(様式5)
- (6) 規程第29条第5項に規定する「講習修了証再交付申請書」(様式6)
- (7) 規程第31条第1項に規定する「更新申請書」(様式7)
- (8) 規程第32条第4項及び第34条第3項に規定する「更新講習受講票兼更新講習修了証」(様式8)
- (9) 規程第33条第1項に規定する「更新講習受講申込書」(様式9)

(身分証明)

第3条 規程第11条第2項及び第14条第1項に規定する「身分を証明する書面等」とは、以下の各号のいずれかとする。

- (1) 住民票
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 健康保険証の写し
- (4) パスポートの写し

(受講・受験料の返還)

第4条 規程第13条第3項に規定する受講・受験料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 規程第13条第1項(1)の場合は、審査手数料の3,000円と返還に係る費用
- (2) 規程第13条第1項(2)の場合は、0円
- (3) 規程第13条第1項(3)の場合は、講習テキスト代金等の費用として7,000円と返還に係る費用
- (4) 規程第13条第1項(4)の場合は、受講・受験票交付以前においては、(1)の金額。受講・受験票の交付後においては、10,000円と返還に係る費用

(再受験料の返還)

第5条 規程第15条第3項に規定する再受験料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 規程第15条第3項(1)の場合は、0円
- (2) 規程第15条第3項(2)の場合は、2,000円と返還に係る費用
- (3) 規程第15条第3項(3)の場合は、5,000円と返還に係る費用

(講習の周知)

第6条 認定委員会は、毎年度、規程第9条に規定する講習実施計画を作成すると同時に受講申込要領を作成し、日設連のホームページや機関誌「冷凍空調設備」を通じて、広く周知する。

2 日設連は、講習の日程及び更新講習の日程について、ホームページと機関誌「冷凍空調設備」に掲載する。

3 講習や更新講習の受講申込みがあった場合は、速やかに、受講申込要領を送付する。

(受講・受験票の携行)

第7条 講習を受講・受験する者は、講習当日、必ず受講・受験票を携行しなければならない。忘れた場合は、受講・受験できない場合がある。

2 再受験する者は、受験当日、必ず受験票を携行しなければならない。忘れた場合は、受験できない場合がある。

(テキストの送付等)

第8条 講習で使用するテキストは、原則、事前に送付する。

2 講習を受講する者は、講習当日、テキストを持参する。

3 講習当日、テキストを忘れた場合は、講習会場でテキストを購入する。

(申請内容の変更)

第9条 第2条に規定する様式1, 3, 8の記載内容に変更がある場合は、速やかに、「登録内容変更申請書」(様式7)により、日設連事務局まで変更届けを提出するものとする。

(有効期限満期の周知)

第10条 日設連は、有効期限が迫った登録基幹技能者に対し、有効期限が切れる旨の連絡を有効期限4ヵ月前までに行う。

(更新)

第11条 規程第31条第2項の規定にかかわらず、下記の理由により更新ができなかった場合は、有効期限後3ヵ月が過ぎても更新をすることができる。

(1) 長期にわたり、ケガや病気により入院されていた場合

(2) 長期にわたり、業務により海外転勤や出張により、日本国内にいなかった場合

(3) その他やむを得ない理由による場合

2 前項の理由により更新を行う者は、病院や会社が証明する書面を提出しなければならない。

(変更届)

第12条 登録基幹技能者は、登録内容に変更があった場合は、規程第27条第7項の規定の手続きを速やかに行わなければならない。

(改廃)

第13条 本運営要領の改廃は、認定委員会の承認を得て行う。

附則 この運営要領は、平成22年3月26日から施行する。